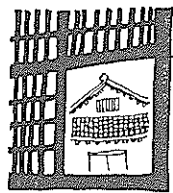


都計法開発許可についてお知らせします

市街化調整区域における開発行為は、原則として規制されていますが、特例によって許可されるもののうち、次の①②のすべてを備えているものについては、昭和五十五年十月三十一日までに都市計画法四十三条による許可をとらなければなりません。

期日を過ぎると許可の対象となりませんので、該当者の方で建築を希望している方は、十分ご注意ください。



- ①昭和四十五年十月三十一日以前から土地の登記簿上、宅地や雑種地、または宅地の目的で農地転用許可や建築確認を受け、実際に建築物。
 - ②その土地が既存の集落内であり、目的が自己の居住用または業務用の建築物。
 - ③その土地に建築することが止むを得ないと認められ市街化を促進する恐れのないもの。
- なお、くわしいことは建設課都市計画係までおたずねください。

【都市計画係】

休場ダム 越流のお知らせ

今年も出水期を迎え、台風や集中豪雨などが発生するシーズンとなりました。

四国電力休場ダムでは、ダム管理について万全を期していますが、このダムの特徴は洪水を流すゲートがなく、上流からの水はそのままダムを越流する構造になっています。

ダム越流前の警報サイレンまたはマイク放送を聞いたときは、十分注意してください。

①約三十分前に各関係機関に通知し、②サイレンによる警報を行います。

③サイレンの吹鳴方法は、一分間吹鳴（15秒休み）一分間吹鳴

【四国電力】

国民年金

あなたは 加入していますか

国民年金は、農業や漁業、サービス業、自営業などに従事する二十歳から五十九歳までの国民みんなが加入する年金制度です。

ところで、国民年金の老齢年金は最低二十五歳以上加入期間のある人に、六十五歳から支給することになっています。国民年金では老齢年金を支給の柱としていますが、長い加入期間中とはいっても、思いがけない事故に出合うかわかりません。このような予測できない事故によって障害者になったり、または母子家庭になったときなどには、障害年金や母子年金が支給され常に保障されています。

【市民課年金係】



昭和五十三年中に、県下で補導したシンナーなどの乱用少年は、延べ人員四百四十三人（実人員三百四十二人）で、前年の延べ人員三百三十人（実人員二百二十六人）に比べて延べ人員百十三人（実人員百十六人）と大幅に増加しています。

補導されるまでの乱用経験は、「五回以上」の常習者が最も多く、三百五十一人（七九・一）を占めており、警察が補導したときは、すでに常習化し、乱用の潜在化を物語っています。

これらの乱用少年は、県下全域で補導されていますが、特に高知、高知南、須崎、南国、赤岡の五署で全体の五九・四割に当たる二百六十三人を補導し、これは、前年より三十三人も増加しています。

今年に入って、やや減少したものの、依然として乱用少年は後を絶たない現状です。青少年の心身をむしばむ恐ろしいシンナーなどの乱用を防ぐには、つぎの注意を。

（少年たちは……）

好奇心などからシンナーを吸って、無気力になったり、非行に走った少年が大勢います。もし、友だちに乱用者がいたら注意してやめさせよう。

（保護者の方は……）

家庭内のシンナーなどは、きちんと保管していますか。子どもの衣服や吐く息に揮発性においはしませんか。友だちに乱用者は……など、今一度わが子に注意の目を。

（町の方たちは……）

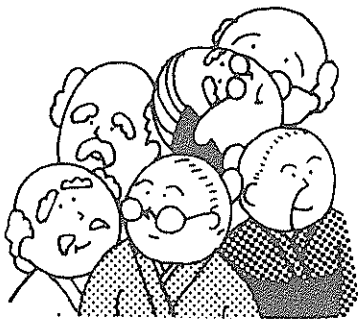
少年が乱用しているのに気がついたら、警察に連絡を。

◆乱用についての困りごと、悩みごとは、警察の少年係、または南国市少年補導センターへ。

【南国警察署】

老人医療費制度

新しい受給者証をお手元に



『老人医療費制度』は、老人が病院に行ったときにかかる医療費の自己負担分三割を、国がその老人にかわって負担する制度です。この制度をうけられるのは、六十五歳から……身障手帳一級四級までの人、七十七歳から……所得制度以下の人

65才から
身障手帳
1～4級の人

70才から
所得制度
以下の人

75才から
被保険者本人
を除くすべての人

本人所得制限基準額

扶養親族等の数	基準額
0人	955,000円
1人	1,305,000
2人	1,595,000
3人	1,885,000
4人	2,175,000
5人	2,465,000

は毎年七月一日が「更新の日」です。現在、この制度をうけている人には、係から今月末までに、新しい受給者証をお手元に郵送します。もし届かないときは市民課給付係（内線132）へおたずねください。

また、現在この制度をうけていない人や、新しく該当者となられた人は窓口で申請してください。

【市民課給付係】

税に不服の あるときは……

税務署からの所得や税額の更正やその決定の通知、差し押えなどの処分について、理由がよくわからない、納得がいかない、不服があるなどのときは、「異議申立て」をすることが出来ます。

税務署は「異議申立て」に理由があるかどうかを十分調べて異議の決定をしますが、その決定になお不服があるときは、さらに国税不服審判所に対して「審査請求」をして救済を求めることができます。

手続きなどくわしいことは、税務署または税務相談室におたずねください。

国税不服審判所の所在地は、（〒760）高松市松島町1-17-33 ☎0878-5635



【南国税務署】

森林センター 研修生募集

高知県森林センター（高岡郡東津野村）は、林業技術や林業経営についての研修教育を行い、高度な機械化技術などについての実践的技術と近代的な林業の経営管理能力を有する者を養成することを目的として開所され、これまでに研修を修了した多数の林業技術者が、各分野で活躍しています。

五十四年度も次のような計画で研修を実施する予定です。

■研修計画
下表のとおり。

受講料、センター利用料、教材費はいずれも無料。研修生は食費として一日三食千二百円程度が実費負担となります。

■受講希望者は、市役所産業経済課（内線223）または中央林業事務所 ☎0888-6203へおたずねください。

また、このセンターは研修期間中を除いて、林業に関する研修教育や普及活動、その他センター設置目的にそった利用であれば、無料で使用できます。

【産業経済課】

研修計画

科目	日程
車両系建設機械運転技能講習	9月24日～10月3日
フォークリフト運転技能講習	9月10日～9月15日
はい作業主任者技能講習	7月5日～7月7日
地山の掘削作業主任者技能講習	10月8日～10月10日
作業路測量設計技術研修	9月3日～9月8日
林業架線作業主任者技能講習	6月11日～6月16日 6月25日～6月30日 7月16日～7月21日 8月20日～8月25日
玉掛技能講習	7月10日～7月13日
移動式クレーン運転特別教育	7月10日～7月13日
可搬式林業機械技能研修	10月29日～11月2日